

出産・子育て応援金事業のご案内

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と併せて、経済的な支援を一体として行うため、「出産・子育て応援金」を支給することとなりました。

1. 支給対象者

令和4年4月1日以降に妊娠・出産された方のうち、申請時点で大治町に住所を有する方。

※令和4年4月1日から令和5年1月31日までに妊娠届出をし、流産・死産された方も対象です。

2. 「伴走型の相談支援」と「出産・子育て応援金」について

伴走型相談支援について

妊娠・出産・子育てについての相談ができます。

- ① 妊娠届出時（保健センターでの面談）
出産までの見通しを立てたり、支援サービスを紹介します。
- ② 妊娠期8か月面談
(妊娠7か月頃にアンケートを送付しますので、ご回答ください。)
希望者には個別で相談等に応じます。
- ③ こんにちは赤ちゃん訪問時（訪問にて面談）
子育て支援サービスの紹介や育児に関する相談等に応じます。

出産・子育て応援金について

出産・子育てを経済的に支援します。

- ・ **出産応援金**
妊婦1人あたり**5万円**
妊娠届出時の面談を行った方が対象
- ・ **子育て応援金**
児童1人あたり**5万円**
こんにちは赤ちゃん訪問を受け、アンケートに回答した方が対象

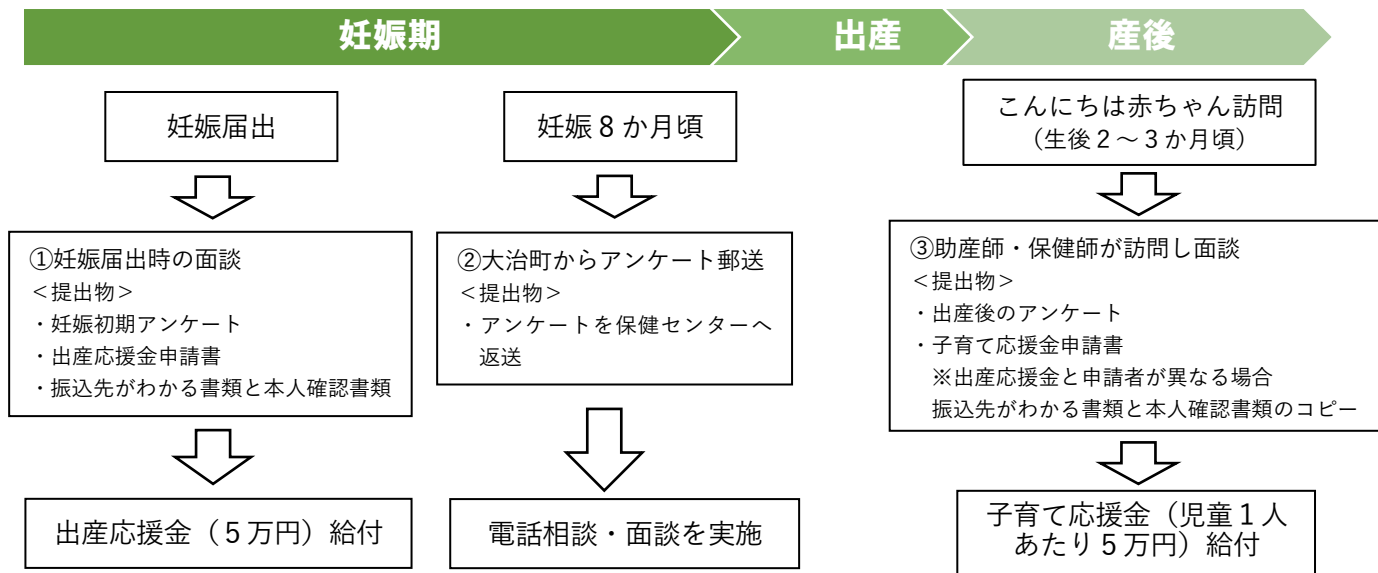
3. 支給の流れ

令和4年4月～12月に出産された方

- 1) 出産応援金申請書・子育て応援金申請書・アンケートを受理後、出産応援金（5万円）と子育て応援金（児童1人あたり5万円）を一括支給します。

令和5年1月以降に妊娠届出をされた方

- ・ 出産応援金
 - 1) 出産応援金申請書とアンケートを受理後、出産応援金（5万円）を支給します。
- ・ 子育て応援金
 - 1) 役場にて児童手当の届出時に子育て支援課より「子育て応援金申請書とアンケート」をお渡しします。
 - 2) 保健センターよりこんにちは赤ちゃん訪問の日程調整のため電話連絡をします。
 - 3) こんにちは赤ちゃん訪問時に、「子育て応援金申請書とアンケート」を提出してください。
 - 4) 「子育て応援金申請書とアンケート」を受理後、子育て応援金（児童1人あたり5万円）を支給します。



よくある質問

共通

Q 所得制限はありますか。

A 所得制限はありません。

Q 申請期限はいつまでですか。

A 原則、出産応援金については妊娠中、子育て応援金については生後4か月頃までです。ただし、災害その他申請予定者のやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該やむを得ない特別な事情がやんだ後3か月以内の支給の申請を行なうことも可能です。

Q 申請してから支払まではどれくらいかかりますか。

A 申請受理後、1か月ほどで指定口座へ振り込みます。

Q 申請は、対象となる児童の父親または母親どちらが行いますか。

A 出産応援金は「妊婦」を対象とし、子育て応援金は「養育者」を対象としています。

家族形態によっては、それぞれの支給対象者が異なる者となる場合もあり得ますが、それぞれの支給対象者と申請書に記載される申請者は、揃える必要があります。

※養育者とは：子どもと同居している者

出産応援金について

Q 双子を妊娠しました。出産応援金として10万円受け取ることができますか。

A 出産応援金については、多胎妊娠の場合でも妊婦一人あたり5万円の支給となります。

Q 流産・死産となりました。出産応援金の支給を受けることはできますか。

A 妊娠届出後、流産・死産となった場合でも、出産応援金の対象です。

子育て応援金について

Q 双子を出産しました。子育て応援金として10万円受け取ることができますか。

A 子育て応援金については、5万円×出生児童数を支給します。

Q 大治町に住民票がありますが、里帰り先で新生児訪問を受けました。この場合、大治町・里帰り先の市町村どちらへ子育て応援金の申請をすればよいですか。

A 住民票がある大治町に申請してください。

Q 大治町で新生児訪問時に面談を受け、その後、他の市町村へ転出しました。この場合、大治町または転出先の市町村のどちらへ出産応援給付金の申請をすればよいですか。

A 大治町での申請となります。

なお、大治町または転出先の市町村の両方から支給を受けることはできません。

問い合わせ先

出産・子育て応援金の申請・支給について
役場子育て支援課

☎ 052-444-2711(内線 141)

妊娠・出産・子育てに関する相談
保健センター

☎ 052-444-2714